

船首隔壁より前方の乾舷甲板下の肋骨寸法算式への材料係数の取入れに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

船首隔壁より前方の乾舷甲板下の肋骨寸法算式への材料係数の取入れに関する事項

改正理由

昨今、船首隔壁より前方の乾舷甲板下の肋骨の一部に高張力鋼が使用される場合がある。

今般、当該部材に高張力鋼を使用する際の寸法算式について関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 C 編附属書 C1.1.7 に規定する高張力鋼を使用する場合の各種寸法算式に船首隔壁より前方の乾舷甲板下の肋骨に対する規定を追加した。